

国民年金

国民年金保険料の免除・納付猶予申請について

国民年金保険料(以下「保険料」)を納めていない状態で、死亡や障がいなどの不慮の事態が発生すると、遺族基礎年金や障害基礎年金を受給できない場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除・納付猶予となる制度があります。令和6年度分(令和6年7月分から令和7年6月分まで)の保険料の免除・納付猶予の申請は7月1日から受付します。

また、申請は申請時点の2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請することができます。受付は岐阜南年金事務所または役場住民課です。

申請に必要なもの

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書(住民課窓口にあります)
- ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ・雇用保険被保険者離職票(離職した方)



▲マイナポータルは
こちらから

マイナポータルからスマートフォンで電子申請ができます。対象となる手続きは、国民年金保険料の免除・納付猶予申請のほか、国民年金保険料学生納付特例申請、国民年金保険料の産前産後免除該当の届出、国民年金被保険者の資格取得(種別変更)の届出、国民年金付加保険料の申出(辞退)などです。

事前にマイナポータルの利用者登録が必要です。詳しくは日本年金機構のホームページをご確認ください。

☎岐阜南年金事務所 ☎273-6161 〒500-8381 岐阜市市橋2-1-15 / 住民課 ☎388-1115



消防署

花火の取り扱いについて

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195



花火は、子どもから大人まで幅広い年齢に親しまれている伝統的な文化であり、日本の夏の風物詩です。しかし、夏の楽しい思い出となるはずの花火も、取り扱い方法を間違えると非常に危険なものとなります。花火が原因となって発生する事故は年々減少傾向にあります。事故は毎年後を絶ちません。

そこで、花火を安全に楽しんでもらうためにも、次の4つのことを守って正しく使用しましょう。

1. 取扱説明書をよく読み正しく取り扱しましょう。

花火の取り扱い方法は、花火の種類によって違います。取り扱い方法を間違えるとけがや事故に繋がります。取扱説明書をよく読み、正しく使用しましょう。

2. 子どもが花火を使用する際は、大人が付き添いましょう。

人や燃えやすいものに花火を向けるのは大変危険な行為です。大人が付き添い、危険を未然に防ぎましょう。

3. 広くて安全な場所で使用しましょう。

枯れ草や落ち葉など、燃えやすいものは火災の原因になります。花火を使用する際は、周囲に燃えやすいものがない広い場所で行いましょう。また、風の強さや風向きなどの天候にも注意しましょう。

4. 水バケツを準備しましょう。

水バケツは、花火をする前に必ず準備しましょう。使い終わった花火や着火しなかった花火は水バケツに入れ、確実に火の始末をしましょう。

以上のことに気をつけ、楽しい夏の思い出をつくりましょう。

